



# こども家庭局こども家庭センター 児童福祉法務専門官

## <特定任期付職員>採用募集案内

- 採用予定日 : 令和6年10月1日(火)(予定)  
※採用時期は合格者と相談の上、決定します
- 受付期間(Eメール) : 令和6年5月10日(金)~令和6年7月12日(金)  
[17:00必着]

### 【概要】

近年、子どもの虐待に関する相談や通告が増加しており、子どもの安全・安心を守るために必要な場合は、児童相談所がその法的権限に基づいて子どもの一時保護や児童福祉施設への入所措置などを行っています。

児童相談所がこのような法的措置等を行うにあたり、警察や家庭裁判所等の関係機関との円滑な連携や法的な知見の強化を図るため、神戸市こども家庭センター(児童相談所)において児童福祉司や児童心理司等の職員とともに子どもや家庭の支援を行う「児童福祉法務専門官」(弁護士)を募集します。

### 【求める人物像】

以下の全てに該当する人

- ◆弁護士資格を有する人
- ◆子どもの権利擁護や児童福祉に関する専門知識を有する人
- ◆子どもの福祉の実現に強い熱意を有する人

## 1 募集内容

役職	募集人員	職務内容	任用期間(予定)	勤務場所
こども家庭局 こども家庭センター 児童福祉法務専門官 (係長級)	1名	①子どもに関する施策及び児童相談所業務にかかる法律相談 ②家庭裁判所への申立書類、審査請求にかかる弁明書等の作成 ③弁護士会や弁護士による事例検討等にかかる連絡・調整 ④その他児童相談関連業務(援助方針の検討、家庭訪問の同行、面接での同席等)	令和6年10月1日~ 令和9年3月31日  ※勤務実績及び業務の進捗によっては、上記期間を含めて法定5年の範囲内で期間を更新することがあります。	こども家庭局 こども家庭センター  〒652-0862 神戸市兵庫区 上庄通1丁目 1番27号

※ 選考の結果、適任の方がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。

## 2 応募資格

- (1) 司法修習生の修習を終えており、かつ弁護士名簿に登録されている者。
- (2) 3年以上の弁護士実務経験を有する者。
- (3) 日本国籍を有する者(公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職への就任を予定しているため)

※ 採用までに職務経験年数の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職歴が確認できなかった場合及び職務経験年数など採用選考申込書の記載事項等に虚偽があった場合には、応募資格が無かったものとして、遡及して合格を取り消します。

※ 任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法に関する規定が適用されます。

※ 次のいずれかに該当する人は応募できません。

① 地方公務員法第 16 条の規定により、地方公務員となることができない人

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

② 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とする人以外)

## 3 選考方法

選考内容	個別面接(30分程度)により、適性を総合的に審査します。
実施日時	令和6年7月下旬 時間は、9時～18時までの間で別途通知します。
実施場所	神戸市役所1号館(神戸市中央区加納町6丁目5番1号)又は神戸市役所近隣の指定場所
合格発表	選考の結果は、可否に関わらず、令和6年8月上旬に発送する電子メールにて選考対象者全員に通知します。

※ 応募状況により、面接回数が追加となる場合があります。

## 4 合格から採用まで

- (1) 受験資格がないこと又は採用選考申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用日は令和6年10月1日の予定です。  
採用時期は合格者と相談の上、決定します。なお、傷病等により職務に支障があると認められる場合には、採用日を延期することがあります。
- (3) 採用者については、名前・略歴等を公表する場合があります。また、現在行っている弁護士業務については、停止していただく必要があります。

## 5 給与等

### (1) 給与

年 収 等	(目安) ①実務経験4年以上7年以下で年収約900万円 ②実務経験8年以上15年以下で年収約1,000万円 ※年収には、地域手当、期末手当(年間4.50月分/令和5年度実績)及び退職手当(任期満了時に支給)の1年間相当分(①の場合約40万円、②の場合約45万円)を含んでいます。 ※上記のほか通勤手当が支給されます。 ※年収は、経歴(職務内容・期間)に応じて、一定の基準により決定します。
諸 手 当	地域手当、期末手当、通勤手当等が支給されます。 ※特定任期付職員は時間外勤務手当等の支給対象外となります。

※年収、諸手当は、給与改定等を受けて変更される場合があります。

### (2) 勤務時間・休日等

勤 務 時 間	8時45分から17時30分まで(休憩時間1時間を含む)
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)
休 暇	年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、忌服休暇など
福 利 厚 生	神戸市職員共済組合、地方公務員災害補償法等

## 6 申込手続

提 出 書 類	採用選考申込書
申 込 期 間	令和6年5月10日(金)から令和6年7月12日(金)17:00まで
申 込 方 法	採用選考申込書を添付して下記へ送信してください。 申込先: <a href="mailto:ks_chosei@office.city.kobe.lg.jp">ks_chosei@office.city.kobe.lg.jp</a> ※ファイル形式は、Excel、Word、PDF形式のいずれか
注 意 事 項 等	① 提出書類はお返しいたしません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、選考以外の目的には一切使用いたしません。 ② 受験票は、送付しません。

### ※採用選考申込書の記入について

- ① 記入は必ず、**申込者本人**が行ってください。
- ② ※受付番号は記入不要です。
- ③ 採用選考申込書の「写真」欄に、写真(画像データ、申込前6か月以内に撮影したもの)を貼り付けてください。  
**写真がない場合や不鮮明な場合は受理しません。**
- ④ 「職歴」欄：直近の勤務先から遡って学校卒業後までの職歴を記入してください。
  - ・ 全ての職歴を記入してください。
  - ・ 欄が不足する場合は別の用紙に記入したものを添付してください。

- ・同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一方のみに限ります。

## Q&A

---

- Q. 以前に勤めていた会社が倒産して職歴証明書が提出できない場合はどうすればよいか。
- A. 職歴証明書に代わる書類として雇用保険受給資格証明書等何らかの証明書類をご提出ください。
- Q. 現在勤務している会社に受験することを伝えていませんが、神戸市は秘密を守ってくれますか。
- A. 外部からの問い合わせに対し個人情報をお答えすることはありません。また、本市から選考申込書の内容等について、選考申込書記載の連絡先に確認の連絡をとることがありますが、それ以外では問い合わせを行いません。

## 採用までのスケジュール

---

採用選考申込書受付	令和6年5月10日(金)～令和6年7月12日(金) [17:00 必着] ※申込数によっては、受付期間を延長する場合があります
選考	令和6年7月下旬
合格発表	令和6年8月上旬
採用	令和6年10月1日(火) (予定) ※採用時期は合格者と相談の上、決定します。

<問い合わせ先>

神戸市こども家庭局こども企画課

E-mail: [ks\\_chosei@office.city.kobe.lg.jp](mailto:ks_chosei@office.city.kobe.lg.jp)

TEL: 078-322-6689